

※「こどもの保育利用ガイド」をよくお読みになり、ご理解いただけましたら、下記にチェックをしてください。

確認事項	☑ してく ださい。	「こどもの保育利用ガイド」の該当ページ
①「こどもの保育利用ガイド」はお読みいただけましたか。	☐	全ページ
②虚偽の申し込みをした場合は、施設の利用を取り消します。	☐	14 ページ
③申込書、保育を必要とする事由の証明及び申告書等で不明な点は、職場やご家庭にお電話してお聞きする場合があります。	☐	12 ページ
④申し込み時に不足の書類がある場合は、期日までにご提出ください。 期日までに「保育を必要とする事由の証明及び申告書」の提出がない場合、保育の必要性の確認がとれないため、利用調整にかけられません。	☐	12 ページ
⑤申し込み後、住所や世帯状況、保育を必要とする事由等に変更があった場合は、必ずご連絡ください。 ご連絡なく変更が判明した場合、施設の利用及び教育・保育給付認定を取り消させていただきます。	☐	5・6 ページ 14 ページ
⑥前々年1月～12月及び前年1月～12月にかかる課税情報が確認できない場合、児童が該当する年齢の保育料を最高額で決定します。また、父母いずれも収入が98万円に満たない場合で同居の方がいる場合、その他の生計の中心者によって保育料を決定します。	☐	12 ページ 15～17 ページ
⑦利用日前日までに面接を受けられない場合や医師により集団生活を止められた場合など、状況により利用を取り消す場合があります。	☐	14 ページ
⑧『就労』での施設利用要件は、「1ヶ月に64時間以上(実績で)労働することを常態としていること」となっております。 要件に該当しなくなった（満たない）場合は、退所（園）いただきます。	☐	5・6 ページ 14 ページ
⑨『求職中』で利用申請された場合は、教育・保育給付認定期間の90日以内に「保育を必要とする事由の証明および申告書」を提出ください。 提出いただけない場合、退所（園）いただきます。	☐	5・6 ページ
⑩教育・保育給付認定がないと施設利用はできません。 施設利用待機中に認定期間が切れた場合は、切れた時点から施設利用申請も無効となります。	☐	12 ページ
⑪『転入予定』で申し込まれた方は、利用月の前月末までに住民票の異動手続きを行ってください。 前月末までに住民票の異動が確認できない場合、施設の利用は無効となります。	☐	14 ページ
⑫『育児休業を縮める予定』で申し込まれた方は、利用決定後、速やかに変更した育児休業証明書を提出してください。 施設を利用できるのは、育児休業が明ける日（復帰日）または復帰する月の1日からです。	☐	11 ページ 13 ページ
⑬『ひとり親世帯』の方は、児童扶養手当の証書、戸籍謄本、裁判所の調停の呼出状等のいずれかを提出してください。	☐	11・16 ページ
⑭保育料を滞納した場合、滞納処分を行います。	☐	15 ページ

本確認票の記載事項について、確認しました。

令和 年 月 日

保護者氏名